



# 長野県報

12月2日(月)  
令和元年  
(2019年)  
第61号

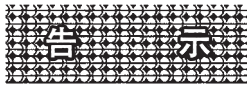
## 目次

### 告示

共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正（農業政策課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（会計課）	3

### 公告

保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	4
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（水道事業課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	6
土地収用法に基づく収用の裁決手続の開始（総合政策課）	7



### 長野県告示第335号

共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和35年長野県告示第102号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部守一

第7第2項及び第3項中「共同利用施設別事業主体別災害復旧補助事業成績書」を「共同利用施設別事業主体別災害復旧事業成績書」に改める。

第8の見出し中「概算払」を「補助金交付」に改め、同第8中「概算払い」を「交付（概算払を含む。）」に、「共同利用施設災害復旧事業補助金概算払請求書」を「共同利用施設災害復旧事業補助金交付（概算払）請求書」に改める。

様式第1号中「第2」を「第3第2項」に改め、同様式の添付書類中

「共同利用施設別、事業主体別災害復旧補助事業計画概要書」を「共同利用施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書」に改める。

様式第2号中「残存価格」を「残存物件の価額」に、

「新設、補修等の別 備考」を「新設、補修等の別 再取得費」に改め、

同様式の注の3中「残存価格」を「残存物件の価額」に改め、同注の7中「備考」を「再取得費」に改める。

様式第7号の添付書類中「施設別事業主体別災害復旧事業計画書（又は成績書）」を「共同利用施設別事業主体別災害復旧事業計画書（又は成績書）」に改める。

様式第9号中「長野県共同利用施設災害復旧補助金交付要綱第7」を「共同利用施設災害復旧補助金交付要綱第6」に改める。

様式第10号中「共同利用施設災害復旧事業補助金概算払請求書」を「共同利用施設災害復旧事業補助金交付（概算払）請求書」に、「共同利用施設災害復旧補助事業を実施しますから、下記の金額を概算払い」を「共同利用施設災害復旧事業補助金を下記のとおり交付（又は概算払）」に、

「	1 補助金交付決定額	円	を
	2 補助金概算払請求額	円	」

「	1 補助金確定額	円
	2 補助金概算払受領済額	円
	3 今回補助金請求額	円

「	概算払の場合		に
	1 補助金交付決定額	円	」
	2 補助金概算払請求額	円	

改める。

農業政策課

## 長野県告示第336号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市鬼無里日影字入川10740の1、10741、10953、10954のイ、字こさで11045の2、11057の3、11057のハ、11105の6、11122の1、11123の1、11124、11125のイの1、11125のロの1、11125のハ
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第337号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
駒ヶ根市東伊那7014・7036の1から7036の3まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第338号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
千曲市大字新山字西山入271の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第339号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
千曲市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第340号**

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

座標補正及び標高補正

2 作業期間

令和元年9月25日から令和元年11月1日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

**長野県告示第341号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和元年11月20日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 茅野中央支所	茅野市宮川4539	茅野市宮川4539 信州諏訪農業協同組合 茅野中央支所
旧	信州諏訪農業協同組合 宮川支所		茅野市宮川4539 信州諏訪農業協同組合 宮川支所

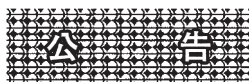
	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 茅野中央支所 塚原事務所	茅野市仲町3-1	茅野市仲町3-1 信州諏訪農業協同組合 茅野中央支所 塚原事務所
旧	信州諏訪農業協同組合 茅野市中央支所		茅野市仲町3-1 信州諏訪農業協同組合 茅野市中央支所

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 茅野北部支所	茅野市豊平3068-1	茅野市豊平3068-1 信州諏訪農業協同組合 茅野北部支所
旧	信州諏訪農業協同組合 北山支所	茅野市北山4341	茅野市北山4341 信州諏訪農業協同組合 北山支所

	売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 茅野南部支所	茅野市玉川2802-2	茅野市玉川2802-2 信州諏訪農業協同組合 茅野南部支所
旧	信州諏訪農業協同組合 玉川支所		茅野市玉川2802-2 信州諏訪農業協同組合 玉川支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 富士見町中央支所	諏訪郡富士見町落合10036-8	諏訪郡富士見町落合10036-8 信州諏訪農業協同組合 富士見町中央支所
旧		諏訪郡富士見町落合11072-3	諏訪郡富士見町落合11072-3 信州諏訪農業協同組合 富士見町中央支所

会計課



公告

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

令和元年12月2日

長野県知事 阿部 守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,052.98 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	86.43
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,421.43
	土砂流出防備保安林	60.76
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,963.79
	土砂流出防備保安林	330.41
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,241.01
	土砂流出防備保安林	583.27
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,207.03
	土砂流出防備保安林	881.07
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,297.51
	土砂流出防備保安林	274.73
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,212.97
	土砂流出防備保安林	782.20
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	219.36
	土砂流出防備保安林	119.01
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林 干害防備保安林	348.90
	土砂流出防備保安林	76.40
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08

諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1大字1字10筆	保健保安林	3.82
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	3.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年12月2日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1(1) 許可番号

令和元年6月13日 長野県佐久建設事務所指令30佐建第63-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南佐久郡小海町大字豊里字福山風取岩1856、1857、1858-1、1859-1、1860、1861